

所得段階別保険料

単位：円

所得段階	調整率	対象者	年額 保険料	月額 保険料
第1段階	基準額×0.455 (軽減後×0.285)	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者であって世帯全員が市民税非課税の方及び、世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方	31,120 (19,490)	2,593 (1,624)
第2段階	基準額×0.685 (軽減後×0.485)	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	46,850 (33,170)	3,904 (2,764)
第3段階	基準額×0.69 (軽減後×0.685)	世帯全員が市民税非課税で課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円を超える方	47,190 (46,850)	3,932 (3,904)
第4段階	基準額×0.9	世帯の中に市民税課税の方がいるが、本人は市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方	61,560	5,130
第5段階	基準額×1.0	世帯の中に市民税課税の方がいるが、本人は市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える方	68,400	5,700
第6段階	基準額×1.2	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	82,080	6,840
第7段階	基準額×1.3	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	88,920	7,410
第8段階	基準額×1.5	本人が市民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	102,600	8,550
第9段階	基準額×1.7	本人が市民税課税で、合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	116,280	9,690
第10段階	基準額×1.9	本人が市民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	129,960	10,830
第11段階	基準額×2.1	本人が市民税課税で、合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	143,640	11,970
第12段階	基準額×2.3	本人が市民税課税で、合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	157,320	13,110
第13段階	基準額×2.4	本人が市民税課税で、合計所得金額が720万円以上の方	164,160	13,680

※第1段階～第3段階の保険料については、公費による軽減措置を実施するため、()内の保険料額となります。

土岐市高齢者福祉計画・ 第9期介護保険事業計画 概要版

発行日：令和6(2024)年3月

発行：土岐市 健康福祉部 高齢介護課
〒509-5192
岐阜県土岐市土岐津町土岐口 2101
電話：0572-54-1111
FAX：0572-55-1367

※計画書本編は、土岐市ホームページ (<https://www.city.toki.lg.jp/>) でご覧いただけます。



土岐市

高齢者福祉計画

第9期介護保険事業計画

計画策定の趣旨

土岐市（以下「本市」という。）では、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22(2040)年には、高齢化率が38.4%になることが予測されており、ますます高齢化が進展していくことが見込まれています。

医療や介護の担い手の減少と高齢化が同時に進展していく中で、高齢者のひとり暮らしや高齢者のみ世帯の増加、認知症高齢者や医療・介護のニーズを有する高齢者、日常生活の困りごとを抱える高齢者は増加し、必要なサービス需要は複合的で多様化することが予想されます。

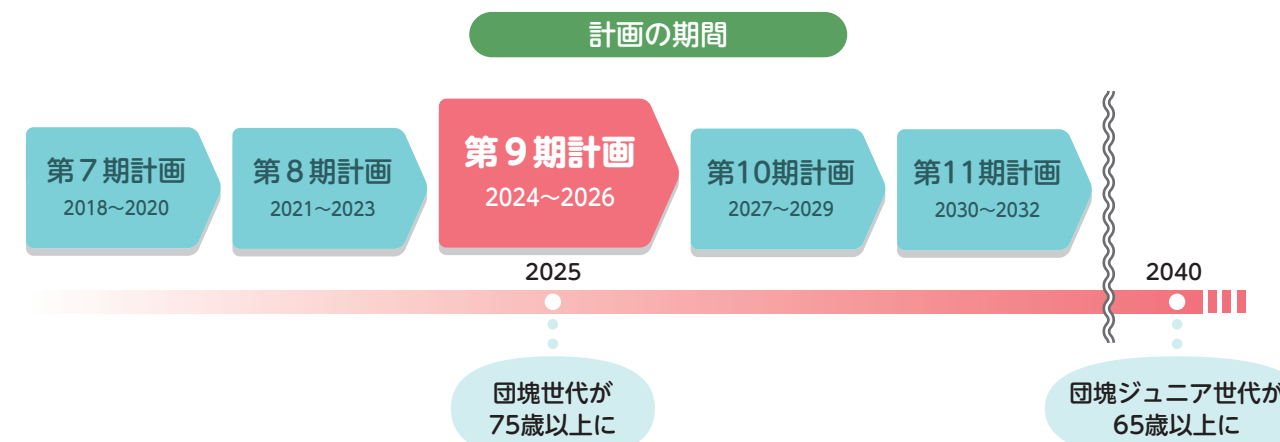
そのため、元気な高齢者が地域活動の担い手となり地域の高齢者を支えるなど、人的確保や地域の状況に応じたサービス基盤の整備が必要となっています。

このような状況の中で、土岐市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（以下、「本計画」という。）は第8期同様、高齢者の方が住み慣れた環境や地域社会でいつまでも生活を送ることができるまちを目指すとともに、地域共生社会の実現に向けて、医療や介護、地域住民が連携できるしくみづくりを進めます。さらに、認知症に関する正しい知識の普及啓発や「ときげんきプロジェクト」を活用したフレイル予防などに取り組みます。

計画の期間

計画期間は、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間です。

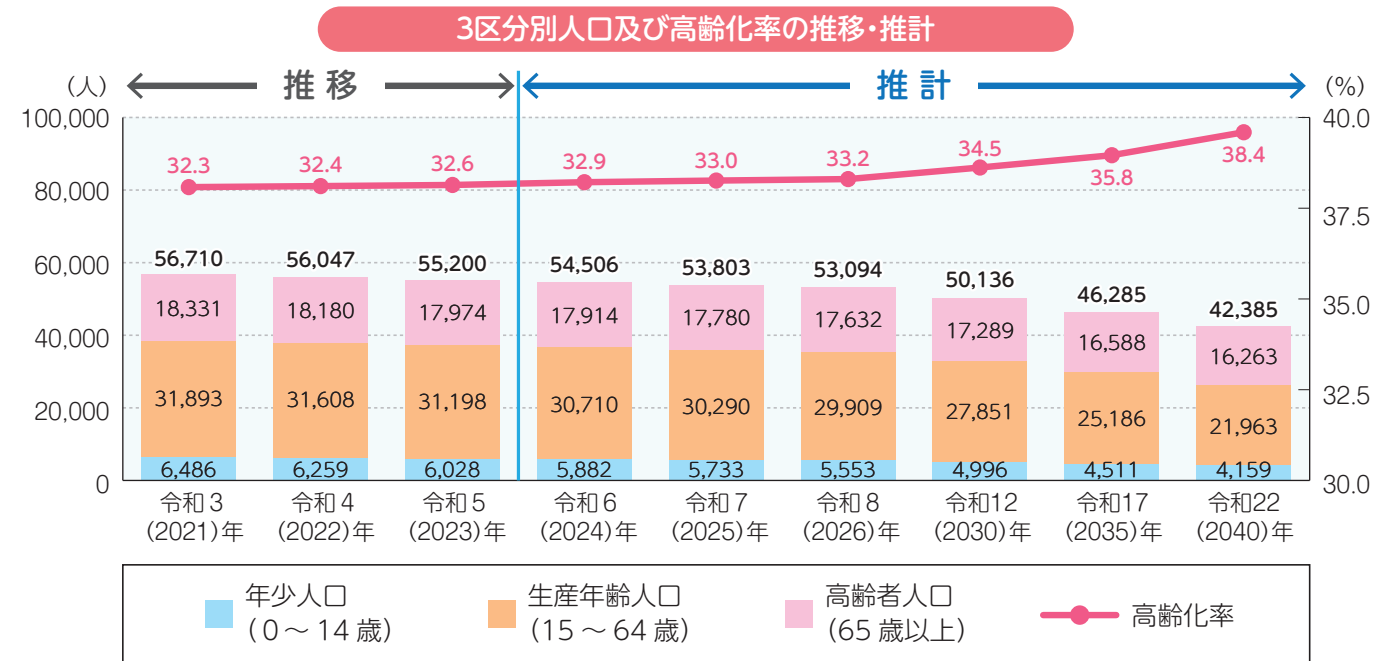
団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22(2040)年を見据えた、中長期的な視点から事業を展開していきます。



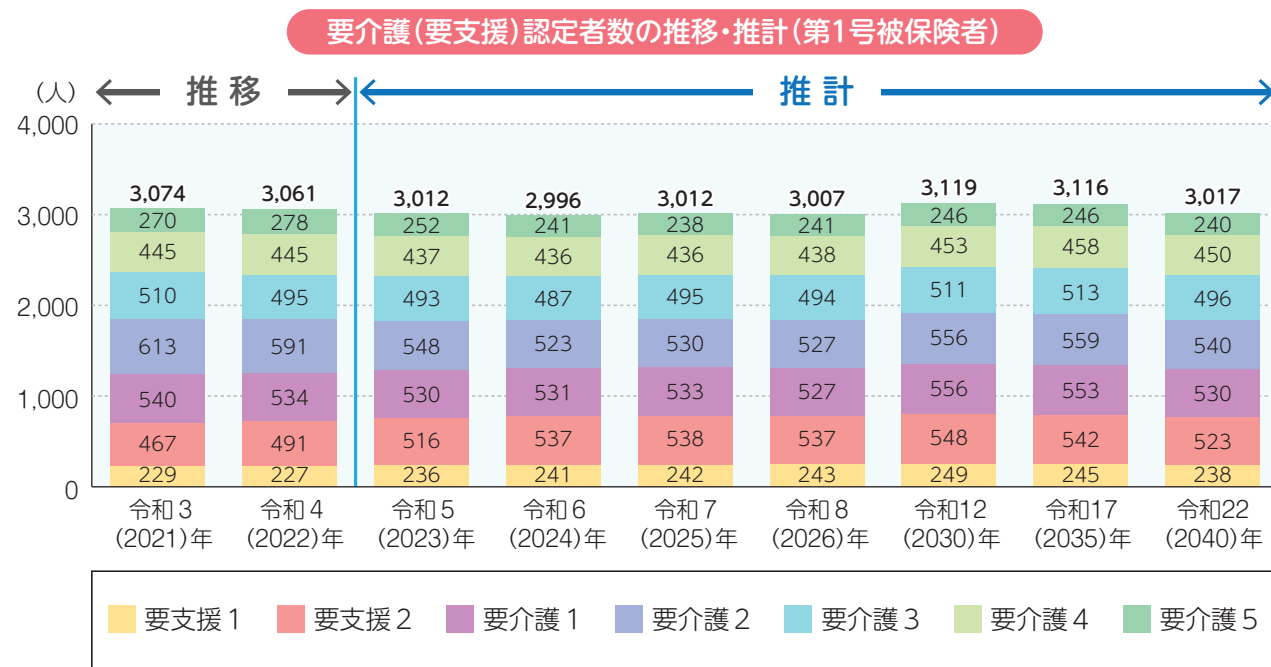
土岐市の人口及び高齢化率、要介護（要支援）認定者数の推移・推計

本市の人口は、令和3（2021）年から令和22（2040）年にかけて、年少人口・生産年齢人口・高齢者人口いずれも減少の見込みとなっています。

高齢化率は今後緩やかに上昇し、令和22（2040）年には4割近くになる見込みです。



本市の要介護（要支援）認定者数は減少傾向にあり、令和6（2024）年度に最も少なくなる見込みです。その後微増しながら推移する見込みです。



計画の基本理念

健康でいきいきと暮らせるやさしいまちの実現

本計画中に団塊の世代が75歳以上になる令和7（2025）年、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年を見据えるとともに、フレイル予防や重度化防止を保険と医療及び介護が一体となって取り組み、また最期まで自分らしく地域で生活し続けられる環境を整備することで、健康でいきいきと暮らせる社会を目指します。

また、地域での助け合い、看取りや認知症への対応強化などの新たな取り組みを施策として定め、高齢者が生涯にわたり安心・安全で自立した生活を維持し、住み慣れた環境や地域社会でいきいきと暮らすことができるよう、計画を推進していきます。

地域共生社会の実現に向けて

今後、高齢化が一層進む社会の中で、地域で高齢者の生活を支える「地域包括ケアシステム」は、地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となるものです。

令和22（2040）年を見据え、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の促進、医療・介護のデータ基盤整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組みの強化など、包括的な支援体制の構築等の社会福祉基盤の整備と併せて、介護保険制度に基づく地域包括ケアシステムの推進や地域づくりなどに一体的に取り組むことで、地域共生社会の実現を目指します。

地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

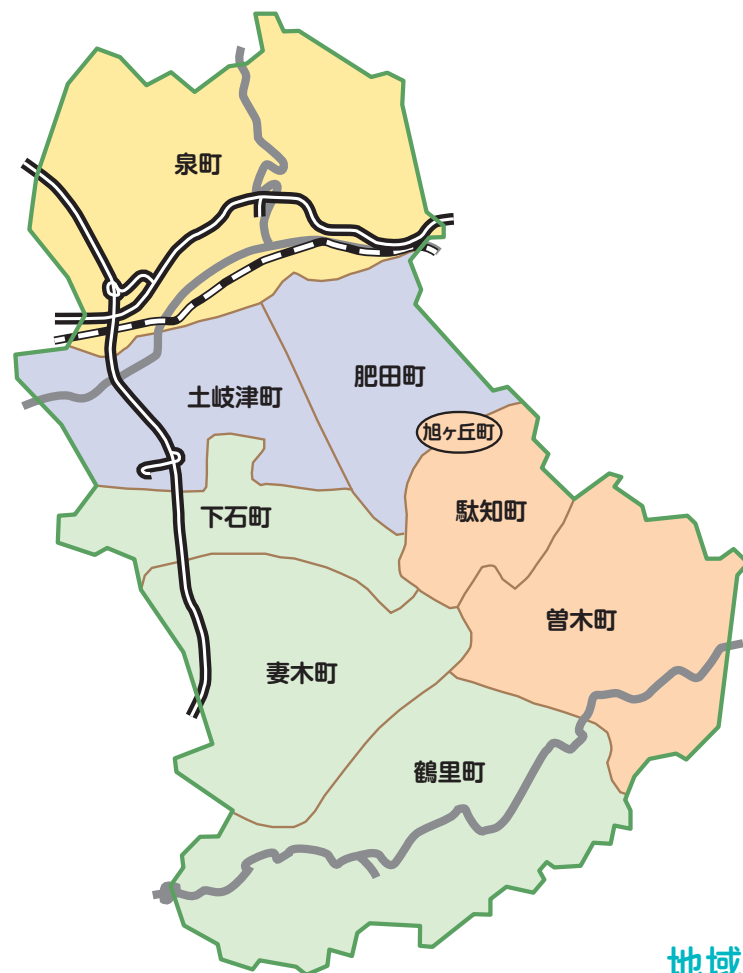


土岐市における日常生活圏域と地域包括支援センター

本市では、日常生活圏域を市全体で一つとして設定しています。

また、4箇所に設置した地域包括支援センターを拠点として、介護予防事業や高齢者及びその家族からの相談、高齢者の総合的な支援など、地域ケアにかかるソフト面の施策も含め、きめ細やかな支援体制の充実に努めます。

日常生活圏域	土岐市全体	
	北部地域包括支援センター	中部地域包括支援センター
	泉町	土岐津町、肥田町（旭ヶ丘町を除く）
	西部地域包括支援センター	東部地域包括支援センター
	下石町、妻木町、鶴里町	駄知町、曾木町、肥田町の一部(旭ヶ丘町)



ちいきほうかつしえん 地域包括支援センター
ってなあに？

はい！こちらは高齢者の皆さんの暮らしを支える
総合相談窓口です。

例えば...

- 離れて暮らす親のことが心配...
- もしかしたら認知症かしら...
- 介護保険を利用するには？
- 今は元気だけど、動けなくなったらどうしよう...
- 介護予防のために何かしたい
- 最近、近所のあの人を見かけないけど...
- 認知症の方にどう接したらいいの？

費用や予約は不要です。お気軽にご相談ください。
相談先は、裏面またはこちらをご覧ください。→

地域包括支援センター
QRコード



QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

施策体系

基本
理念

基本
目標

基本
施策

健康でいきいきと暮らせるやさしいまちの実現

1 いきいきと暮らすための生きがいづくり



- (1) 社会参加や交流の促進
- (2) 健康づくりの充実
- (3) フレイル予防の推進【重点施策】

2 いつまでも自分らしく暮らせるしくみづくり



- (1) 地域包括ケアの推進体制の強化
- (2) 在宅医療と介護連携の推進
- (3) 認知症予防と共生の推進【重点施策】
- (4) 高齢者や家族への生活支援
- (5) 【新】情報提供・相談支援体制の充実【重点施策】

3 地域で安心して暮らせるしくみづくり



- (1) 高齢者の虐待防止と権利擁護
- (2) 【新】地域における支え合いの推進
- (3) 【新】緊急・災害時における支援体制の強化

4 充実した介護サービスの提供



- (1) 介護サービス基盤の強化
- (2) 【新】介護サービス提供環境の充実
- (3) 介護給付の適正化

重点施策

元気な高齢者から介護などが必要な高齢者、介護に携わる人々までが、いつまでも安心していきいきと暮らせる地域の実現を目指し、本計画を進めるために、3つの重点施策を右記のように設定することとします。

重点施策1 フレイル予防の推進

重点施策2 認知症予防と共生の推進

重点施策3 情報提供・相談支援体制の充実

計画の基本目標

基本目標 1 いきいきと暮らすための生きがいづくり

高齢者が生きがいを持っていきいきと暮らすために、講座やイベントの開催、高齢者大学・老人クラブの活性化など、高齢者の活動のきっかけづくりを推進します。

また、住民の主体的かつ継続的な健康づくり活動を推進するために、健康づくりに関する情報や機会の提供に努めるとともに、住民に対してフレイル予防を普及啓発し、長寿社会の実現を図ります。

主な施策内容

- 老人クラブやシルバー人材センターへの活動支援
- 生涯学習の推進
- ボランティア活動への支援・育成
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な取組みの推進
- フレイル予防活動の普及・啓発
- オーラルフレイルの取組み

ときげんきプロジェクト
ホームページQRコード



基本目標 2 いつまでも自分らしく暮らせるしくみづくり

4つの地域包括支援センターと連携し、地域団体と協力しながら、住まい・医療・介護・予防・生活支援の一体的な提供に努めます。

また、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を人生の最期まで続けることができるよう、医療機関と介護サービス事業所などが連携・協働できる在宅医療・介護の連携強化を図ります。

認知症対策については、認知症高齢者の増加に伴い、生活習慣病予防はもちろん、認知症に効果のある予防事業や重度化防止の両輪による対策事業を検討するとともに、高齢者やその家族の日常生活における支援や手助けするサービスを提供し、積極的な情報提供や相談・支援体制の充実を図ります。

主な施策内容

- | | |
|---------------------------|-------------------------|
| ● 地域包括支援センターの体制強化と業務負担の軽減 | ● 属性や世代を問わない包括的な相談支援 |
| ● 地域ケア会議の活用 | ● 様々なツールを用いた情報発信 |
| ● 在宅医療・介護連携の推進 | ● 家族介護支援者への取組み |
| ● 認知症サポーター養成講座の開催 | ● 意思決定支援・ACP(人生会議)の普及啓発 |
| ● 若年性認知症の方への支援 | ● 認知症サポーターステップアップ研修の開催 |
| ● 認知症見守り事業による支援 | ● 認知症予防の推進 |
| ● 高齢者生活サポート及び見守り事業 | ● 交通弱者への支援 |

基本目標 3 地域で安心して暮らせるしくみづくり

高齢者虐待や権利擁護に対する体制を強化し、独居や高齢者世帯への見守り体制の強化を図ることで地域における支え合いを推進します。

また、緊急・災害時における避難行動要支援者への支援や防犯・防災知識の普及に努めることで、高齢者が地域で安心して暮らせるしくみを整備します。

主な施策内容

- 虐待・権利擁護の相談窓口の整備
- 成年後見制度の周知
- 高齢者虐待防止の推進
- 地域住民や多様な主体による支え合い
- 独居・高齢者世帯への見守り
- 避難行動要支援者への支援体制の整備
- 防犯・防災知識の普及
- 交通安全対策の推進



基本目標 4 充実した介護サービスの提供

介護を必要としている方への介護保険制度の周知や、市内の介護サービス事業所へ情報提供や研修のあつせん、補助金の交付などを行い、高品質で充実した介護サービスを提供できる体制を整えます。

主な施策内容

- ケアマネジャーの資質・専門性の向上
- ハラスメント対策を含めた働きやすい環境づくり
- 市内介護サービス事業所間における連携の強化
- 要介護認定の公平・公正性の確保
- 総合的な事業者への支援
- 介護人材の確保
- 外国人介護人材定着に向けた支援
- 要介護認定の適正化
- ケアプランの点検

